

事 務 連 絡
平成 18 年 8 月 9 日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

小規模多機能型居宅介護サービスの利用者の
「給付管理票」の作成者に係る本格対応について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 18 年 6 月 20 日付事務連絡「小規模多機能型居宅介護サービスの利用者の「給付管理票」の作成者に係る対応について」（介護制度改革インフォメーション VOL.113）においてお知らせしておりました、12 月審査分からの国保連合会インタフェースの変更による本格対応の内容について、別添「国保連合会とのインタフェースの変更点について」のとおり、保険者が作成する「受給者異動連絡票情報」等の変更を行うこととします。

つきましては、管下の市町村等へ周知するとともに、本資料を速やかに配付していただきますよう、ご協力方よろしくお願いいたします。

月の途中から小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。以下同じ。）を利用した者に係る「給付管理票」の作成の取扱いについては、①当該期間を除いて居宅介護支援を受けた場合には、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護サービスを含めた「給付管理票」を作成し、②当該期間以外に居宅サービスの提供が行われなかった場合には、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護の期間のみの「給付管理票」を作成することとなります。

これに関して、国保連合会では、「給付管理票」の提出者について、保険者から提供される「受給者台帳」の情報をもとに審査を行いますが、現行のシステムでは、「受給者台帳」と「給付管理票」の審査時点において、小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅介護支援事業所からの居宅介護支援を当該月に受けているかどうかの判定が行えないという問題が生じています。

（以下 略）

なお、上記の本格対応（案）の内容については、その詳細等について現在検討中であり、追って通知することとします。

平成 18 年 6 月 20 日付事務連絡「小規模多機能型居宅介護サービスの利用者の「給付管理票」の作成者に係る対応について」（介護制度改革インフォメーション VOL.113）より

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課 福井、佐藤

TEL03-5253-1111（内線）2166

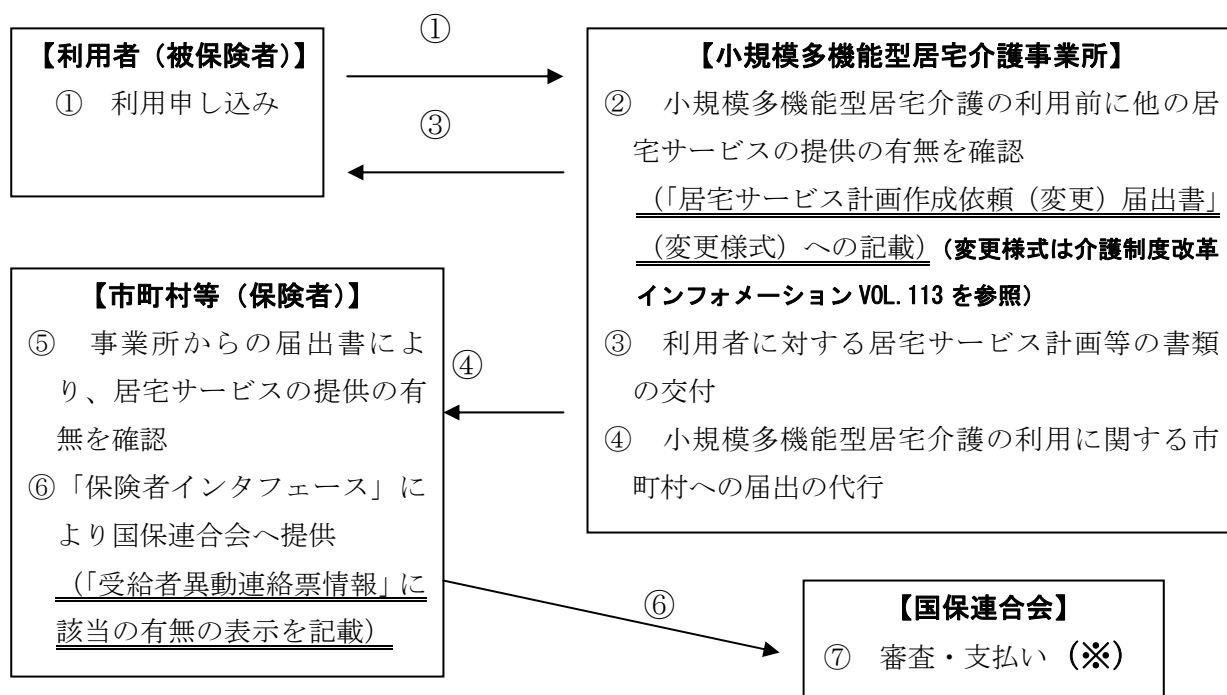
○ 事務処理の概要（12月審査分より実施）

- （１）保険者は、月途中から小規模多機能型居宅介護の利用を開始する者について、被保険者（又は事業者の代行）から「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出を受けた時点で、小規模多機能型居宅介護の利用開始月に居宅サービス利用の実績があるか否かを確認する。
- （２）保険者は、「受給者異動連絡票情報」の「小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無」欄（新設）に、上記（１）の確認により、居宅サービス利用の有無を記載し、国保連合会あて提供する。

（別添「国保連合会とのインタフェースの変更点について」を参照）

- （３）国保連合会は、保険者からの「受給者異動連絡票情報」に記載された当該情報（該当の有無）に基づき「給付管理票」の作成者の審査を行う。

<事務処理の概要>



※留意事項（「受給者異動連絡票情報」の作成について）

「受給者異動連絡票情報」の作成にあたり、月途中の異動年月日であり、かつ事業所番号に（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所を設定し（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所への変更の連絡を行う場合、必ず新設項目（該当の有無）に値が設定されていることが必要となります。

このため、当該情報が設定されていない場合、国保連合会の給付管理票審査処理において、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所いずれの事業所からの「給付管理票」も返戻となり、サービス事業所への支払いができなくなりますので、各保険者において、「受給者異動連絡票情報」の作成にあたり、事前の内容審査を行うなどにより未然のエラー防止策を図られるようご留意願います。

国保連合会とのインタフェースの変更点について

小規模多機能型事業所からの給付管理票対応に伴う連合会とのインタフェースの変更内容を以下に示す。(網掛け、及び、下線部分が変更点である。)

1. 外部インタフェース仕様

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成18年12月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成18年3月以前の情報	平成18年4月以降の情報
保険者	・ 受給者異動連絡票情報 ・ 受給者情報突合情報	追加なし	・ レイアウト変更あり 下記の項目を追加する 小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無	左記について、異動年月日が平成18年3月31日以前の情報は未設定であってもエラーとしない。設定している場合は通常のチェックをする。	必要に応じて左記を設定する。
	・ 受給者情報更新結果情報 ・ 受給者台帳情報 ・ 受給者情報突合結果情報	追加なし	レイアウト方針は入力情報に準じる(但し、受給者台帳情報については、現行の最終項目「有料老人ホームの同意書の有無」の前に当該項目を追加する)	入力に応じて左記を設定する。	入力に応じて左記を設定する。

2. インタフェース項目案

現時点における、各インタフェース項目の変更案等を以下に示す。（網掛け、太字、下線部分が変更点である。）

<<保険者インタフェース>>

(1) 受給者異動連絡票情報

項番	項目名		属性	バイト数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
1	交換情報識別番号		英数	4	受給者異動連絡票情報の識別番号を設定する	○	○	○	“5311”固定
2	異動年月日		数字	8	受給者の資格を取得または変更等が生じた年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する	○	○	○	※2 ※15
3	異動区分コード		数字	1	異動区分コードを設定する	○	○	○	1:新規 2:変更 3:終了
4	異動事由		数字	2	受給者情報の異動事由を設定する	○	○	○	※5
5	証記載保険者番号		数字	6	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	○	○	※5
6	被保険者番号		英数	10	被保険者番号を設定する	○	○	○	※5
:	:		:	:	:	:	:	:	:
58	社会福祉法人軽減情報	軽減率	数字	4	社会福祉法人軽減の軽減率を設定する				※19 ※21
59		軽減率適用開始年月日	数字	8	軽減率の適用開始年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2 ※19
60		軽減率適用終了年月日	数字	8	軽減率の適用終了年月日（西暦年月日（YYYYMMDD））を設定する				※2 ※19
61	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無		数字	1	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無コードを設定する				1:利用無し 2:利用有り ※24

※24: 前履歴の居宅サービス計画作成区分コード、作成事業所、居宅サービス計画適用開始年月日のいずれかが異なる場合は、前履歴の「小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無」の設定内容を引き継がない。

⑥－１ 小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書による届出内容に基づき、項番２４「居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）番号」に（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所を設定する際に、以下の内容を設定する。

（未設定の場合には、国保連合会での給付管理票の審査において、当該月の居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所いずれの事業所からの給付管理票も返戻として取り扱われる。）

１：利用無し

（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用開始月において、同サービス利用前の居宅サービス（（介護予防）居宅療養管理指導及び（介護予防）特定施設入居者生活介護を除く）及び地域密着型（介護予防）サービス（夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）に限る）の利用がない場合に設定する。

２：利用有り

（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用開始月において、同サービス利用前の居宅サービス（（介護予防）居宅療養管理指導及び（介護予防）特定施設入居者生活介護を除く）及び地域密着型（介護予防）サービス（夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型）に限る）の利用がある場合に設定する。